

最高裁秘書第3647号

令和6年12月25日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和6年12月18日に答申（令和6年度（最情）答申第18号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和6年度（最情）諮問第16号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和6年6月20日（令和6年度（最情）諮詢第16号）

答申日：令和6年12月18日（令和6年度（最情）答申第18号）

件名：宮内庁の長官以下十数人の方々を最高裁の特別会議室等に招待して接待した際に作成し、又は取得した文書の不開示判断（不存在）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

「宮内庁の長官以下十数人の方々を、最高裁長官の公邸又は最高裁の特別会議室という名前のパーティーホールに招待して接待した際に作成し、又は取得した文書（直近の事例に関するもの）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は、作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、結論において妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和6年5月17日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

元最高裁判所判事の平成24年7月27日の講演会における発言から、本件開示申出文書は存在するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 最高裁判所において、本件開示申出文書を探索したところ、存在しなかった。
- 苦情申出人は、元最高裁判所判事の平成24年7月27日の講演会における発言（苦情申出書の添付資料）を根拠として、本件開示申出文書は存在すると主張している。

しかし、本件開示申出文書を探索した結果は上記のとおりであり、過去に第1の1に記載のような行事（以下「本件行事」という。）が行われたことを示す文書も存在しなかった。

3 この点について、仮に苦情申出書の添付資料に記載されているとおり、過去（平成24年以前）に本件行事が行われていたとすれば、本件行事に関して何らかの司法行政文書が作成又は取得された可能性はあるが、開示申出時点において当該文書の作成若しくは取得又は廃棄の事実が確認できなかった。

したがって、このような文書を実際に作成したのか否か及び作成後に廃棄されたのか否かが判然としなかった。

4 以上から、「不開示」とする原判断の結論は相当であるものの、その理由については、「作成又は取得していない。」ではなく「存在しない。」と改める。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年6月20日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年11月15日 審議
- ④ 同年12月13日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長は、最高裁判所において、本件開示申出文書を探索したところ、存在せず、かつ、過去に本件行事が行われたことを示す文書も存在しなかったとした上で、仮に過去に本件行事が行われていたとすれば、何らかの司法行政文書が作成され、又は取得された可能性はあるが、開示申出時点において当該文書の作成若しくは取得又は廃棄の事実が確認できなかったことから、このような文書を実際に作成したのか否か及び作成後に廃棄されたのか否かが判然としなかったと説明している。

この点につき、苦情申出人が根拠として示す文書には、平成24年7月27

日の講演会よりも前に開催された本件行事に関する記載があるのみであり、本件開示申出がされるまで既に10年以上が経過していることに照らすと、上記最高裁判所事務総長の説明が特段不合理であるとはいえない。その他に最高裁判所が本件開示申出文書を保有していることを示す事情も認められない。

2 以上のとおり、本件開示申出文書を作成し、又は取得していないとして不開示とした原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、結論において妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 長 戸 雅 子

委 員 川 神 裕